

案

江別市自治基本条例検討委員会

提 言 書

【骨子】

平成29年3月〇〇日

江別市自治基本条例検討委員会

# 提言に盛り込む内容【概要】

## (1) 条例の見直しについて

○検討の結果、条例の条文については、まちづくりのルールとして適切に表現されており、現在のところは特に変更、修正の必要はない。

## (2) 自治基本条例・市民参加条例の認知度について

○市は、平成28年8月に市民5,000人を対象に「自治基本条例アンケート」を実施したが、自治基本条例の認知度は、4割弱であり、4年前の見直し時と変わっていない。また、平成27年に施行された市民参加条例の認知度も3割弱にとどまっており、これらの条例の認知度を高める必要があること。

○自治基本条例は、これまで様々な啓発に努めてはいるものの、市民からはまだ遠い存在であり、十分には理解されていない状況にあること。

○市民にとって、条例の規定は、わかりにくく難解な表現が多いことから、これまでの解説書の更なる改善が必要。

○条例のポイントとなる部分について、市民の目に留まる、手に取ってもらえるような、日常生活での事例などを盛り込んだ、わかりやすく、親しみやすいパンフレットを新たに作成するなどして、PRすべき。なお、パンフレット作成の段階から、市民にも参加してもらうべき。

○これらの条例の認知度を高めるためには、市民には、自治会や関係団体、大学、市民活動団体のイベントなど、様々な機会をとらえて、わかりやすい資料で条例の内容をPRするとともに、市の職員への研修内容の充実を図るべき。

## (3) 市民参加・市民協働の推進について

### ①市民参加の推進について（第24条関係）

○アンケートにおいて、有効な市民参加の手法として回答数が多かった「アンケート調査」や「市民説明会」は、昨年度の状況では、実施する機会が少なかったことから、市は、広く市民の意見を聞き取る必要がある際には、これらの方法をできるだけ採用すべき。

○パブリックコメントをはじめとする市民参加の方法については、「参加の仕方

がわからない。」といった意見も多く、市民にとって、より身近な存在となるよう PR に力を入れていくべき。

○市は、附属機関等における委員を選任する際には、情報公開に努めるとともに、委員を公募する際には、それまでの性別や人数の割合にとらわれることなく、できるだけ多くの市民の参画を得られるよう努力すべき。

また、附属機関等においては、審議する案件に応じて、選任された委員以外の市民意見を聞き取る必要がある場合には、その手法についても考慮すべき。

## ②市民協働の推進について（第25条関係）

○アンケートにおいて、協働について、「分からない」との回答が、5割強であったことから、現在行っている小・中学生への啓発活動を継続するほか、自治会や大学、市民活動団体などの協力も得ながら、協働の意識啓発の強化に努めるべき。

○アンケートにおいて、5割弱の人がまちづくり活動（自治会、市民活動団体、ボランティア団体の活動など）に参加するには、きっかけが必要と回答しており、市民にまちづくり活動のきっかけとなる取り組みについて、自治会や大学、市民活動団体などの協力も得ながら、検討すべき。

○市の協働のパートナーである自治会や市民活動団体においては、担い手不足や財政難が課題となっており、現在行っている担い手の確保を目的としたセミナーや協働のまちづくり活動支援事業の更なる充実を図るほか、活動についての効果的な PR の方法を検討すべき。

○市民協働条例制定に向け、上記の視点に立った、協働についての市民意識の高揚やまちづくり活動の充実を図る取り組みを更に進めていく必要がある。

## （4）その他

### ①市民の責務について（第7条関係）

○市民の責務についての趣旨を、条例の啓発に併せて積極的に市民にアピールしていくべき。

### ②危機管理・防災について（第17条関係）

○市の防災、減災対策の充実はもとより、市民の防災・減災意識の向上や災害弱者と言われる方々への支援について、自治会など一層の連携を図っていくべき。

③情報共有の推進について（第 21 条関係）

○市は、まちづくりに関する情報をホームページや広報などでお知らせする際には、より見やすく、よりわかりやすく、といった視点で、高齢者などに配慮したものとなるよう一層努力すべき。

○ホームページが見られない方への情報提供の在り方についても検討していくべき。

○「市民の声」について、内容によっては、市民にも公表すべき。

④住民投票について（第 26 条関係）

○住民投票や地方自治法に規定されている直接請求手続きについて、分かりやすく解説してあげるべき。

⑤市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価（第 28 条関係）

○市民参加条例第 12 条に基づく市民参加の状況の公表の際に、単に案件だけを公表するのではなく、条例上の手続きが適正に行われているかの点検結果も併せて公表するなど、市の自己評価的なものもお知らせしてよいのではないか。